

○羽生市産業文化ホール条例

昭和58年9月24日条例第25号

改正

平成6年3月29日条例第11号

平成17年10月7日条例第29号

平成20年6月25日条例第27号

平成25年3月28日条例第14号

平成25年12月25日条例第37号

羽生市産業文化ホール条例

(設置)

第1条 市内産業の振興と市民文化の向上及び市民福祉の増進を図るため、羽生市産業文化ホール（以下「文化ホール」という。）を羽生市大字下羽生876番地に設置する。

(管理)

第2条 文化ホールは、羽生市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

(業務)

第3条 文化ホールは、次に掲げる業務を行う。

- (1) ホール、楽屋、リハーサル室、控室、会議室、和室、ロビー（ホワイエを含む。）並びに附属設備及び物品（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
- (2) 前号のほか、文化ホールの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日)

第4条 文化ホールの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において最初に到来する休日でない日
- (2) 休日の翌日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日後において最初に到来する休日でない日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、委員会が管理上必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用時間)

第5条 文化ホールの施設等を利用することのできる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、委員会は、事情によりこれを変更することができる。

(利用の制限)

第6条 文化ホールの楽屋、控室、会議室及び和室は、ホールの利用に付随して利用する場合のほか、利用することができない。

(利用の許可)

第7条 文化ホールの施設等を利用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) 文化ホールの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他文化ホールの設置目的に反すると認められるとき。

3 委員会は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付すことができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び委員会の指示)

第9条 委員会は、文化ホールの利用権利者及び利用者に対し遵守事項を定め、文化ホールの管理上必要があるときは、その者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用条件の変更、停止及び許可の取消し)

第10条 委員会は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は文化ホールの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) 使用料を納期限までに納めなかったとき。
- (4) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 委員会は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第11条 利用権利者は、その利用を終了したときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消処分を受けたときも同様とする。

(損害賠償)

第12条 文化ホールの利用権利者若しくは利用者が自己の責めに帰すべき理由により、その利用に際して文化ホールの施設若しくは設備を損傷し、又は文化ホールの物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)

第13条 委員会は、文化ホール内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命じ、また、利用権利者に対しても命ずるよう指示することができる。

(使用料)

第14条 利用権利者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、利用権利者は、規則で定める文化ホールの附属設備及び物品等の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第15条 市長は、公共的目的で利用する場合で、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 文化ホールの管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰すことができない理由により、文化ホールの施設等を利用することができないとき。

(3) 利用権利者が、使用料の全額を納付した後、規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(指定管理者による管理)

第17条 委員会は、文化ホールの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に文化ホールの管理を行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続等）

第18条 指定管理者の指定の手続等については、羽生市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第28号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第19条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- （1） 第3条各号に掲げる業務
- （2） 文化ホールの施設等の利用の許可等に関する業務
- （3） 文化ホールの施設等の維持管理に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第4条、第5条、第7条、第9条、第10条第1項及び第13条の規定については、これらの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条第2項中「委員会」とあるのは「委員会又は指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第20条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に文化ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合における利用料金（附属設備及び物品の利用料金を除く。）の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。
- 3 附属設備及び物品の利用料金の額は、規則で定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。
- 4 第1項の場合にあっては、第14条、第15条及び第16条の規定を準用する。この場合において、第14条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金の納付」と、同条第1項中「別表に」とあるのは「第20条第2項の規定により」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「規則で」とあるのは「第20条第3項の規定により」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「市長の承認を得て、利用料金」と、第16条中「使用料」とあるのは「利用料金」と

と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に文化ホールの運営を行うこと。
- (2) 文化ホールの施設等の維持管理を適正に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、文化ホールの管理に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和59年1月1日から施行する。ただし、利用の許可及び使用料に関する規定は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月29日条例第11号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月7日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の羽生市産業文化ホール条例(以下「新条例」という。)第15条、第16条及び別表の規定は、施行日以後に許可の申請のあった利用について適用し、施行日前に許可の申請があった利用については、なお従前の例による。
- 3 指定管理者に羽生市産業文化ホールの管理を行わせるときは、施行日前に改正前の羽生市産業文化ホール条例の規定により委員会がした利用の許可その他の処分(施行日以後の利用に係るものに限る。)又は委員会に対してされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)についての施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成20年6月25日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、利用者が改正前の規定により既に利用の許可を受けている場合は、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月28日条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月25日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の羽生市産業文化ホール条例第7条の規定による利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

別表 (第14条関係)

施設の名称	利用区分	基本使用料	
		平日	日曜日、土曜日、休日
大ホール	午前	19,000円	25,000円
	午後	29,000円	39,000円
	夜間	38,000円	50,000円
	全日	86,000円	114,000円
小ホール	午前	5,000円	7,000円
	午後	8,000円	10,000円
	夜間	11,000円	14,000円
	全日	24,000円	31,000円
和室	午前		800円
	午後		1,200円
	夜間		1,600円
	全日		3,600円
第1・2・3・4・5	午前		400円

楽屋	午後	500円
	夜間	600円
	全日	1,500円
第6楽屋	午前	700円
	午後	900円
	夜間	1,000円
	全日	2,600円
第7楽屋	午前	1,100円
	午後	1,400円
	夜間	1,500円
	全日	4,000円
リハーサル室	午前	1,300円
	午後	1,800円
	夜間	2,400円
	全日	5,500円
第1会議室	午前	1,000円
	午後	1,500円
	夜間	1,900円
	全日	4,400円
第2会議室	午前	800円
	午後	1,100円
	夜間	1,500円
	全日	3,400円
主催者控室(1)・(2)	午前	500円
	午後	600円
	夜間	700円
	全日	1,800円

備考

- 1 利用区分のうち、「午前」とは、午前9時から正午まで、「午後」とは、午後1時

から午後5時まで、「夜間」とは、午後6時から午後10時まで、「全日」とは、午前9時から午後10時までをいう。

- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 3 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（前号に規定する休日を除く。）をいう。
- 4 許可に係る利用区分が1利用区分を超えて利用する場合の使用料額は、それぞれの利用区分の規定使用料の合計額とする。
- 5 利用時間の延長は、原則として認めない。ただし、管理上支障がないと認められるときは、1時間以内に限りこれを認めることができる。この場合においては、許可に係る利用区分の使用料額（許可に係る利用区分が1利用区分を超えるときは、最後の許可に係る利用区分の使用料額）に100分の30を乗じて得た金額を加算する。
- 6 本市に住所を有しない個人又は法人その他の団体が利用する場合の使用料は、基本使用料の100分の50を加算した金額とする。
- 7 ホール利用に先立ち、準備又は練習のため利用する場合は、基本使用料（前号に該当する場合にあっては、加算後の使用料）の100分の50に相当する金額とする。
- 8 利用権利者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合（入場料等が2種類以上定められているときは、その最高額）の使用料は、基本使用料（6号に該当する場合にあっては、加算後の使用料）に次に掲げる率を乗じて得た金額を加算する。
 - （1） 入場料等が1人当たり1,000円未満のときは、100分の30
 - （2） 入場料等が1人当たり1,000円以上2,000円未満のときは、100分の60
 - （3） 入場料等が1人当たり2,000円以上3,000円未満のときは、100分の80
 - （4） 入場料等が1人当たり3,000円以上のときは、100分の100
- 9 使用料を計算する場合、ホールにあっては、1,000円未満、その他の施設にあっては100円未満の端数が生じたときは、それぞれ発生した端数の金額を四捨五入の方法によって整理する。